

介護プロフェッショナル・キャリア段位制度について

I 「できる（実践的スキル）」に係る内部評価関係

1 アセッサー関係

(1) アセッサー講習の受講要件

- 「実践キャリア・アップ戦略 基本方針」（平成23年5月18日）において、「アセッサーは、プロレベル（レベル4以上）とし、必要な講習を修了した上で、登録された者とする」とされているが、制度開始から3年間程度は、要件を満たし、アセッサー講習を受講すれば、レベル4の認定を受けていなくても、アセッサーとして認める。

- アセッサー講習の受講要件については、実証事業と同じとする。

<参考>実証事業におけるアセッサーの能力要件

介護部門のリーダーとして以下の経験を有する者を想定することとする。

- ① 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者（介護福祉士養成実習施設実習指導者Ⅱの要件を満たす者）
- ② 介護福祉士等の資格を得た後10年以上実務に従事した経験等を有する者（実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件を満たす者）
- ③ 介護福祉士等の資格を得た後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者（介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者）
- ④ サービス提供責任者、主任その他上記①～③と同等以上の経験を有する者

(2) アセッサー講習の内容・時間等

【内容】

- アセッサーの評価技術の向上・均質化のために、制度の意義や手順を説明するだけでなく、模擬評価やグループワーク等も含めて実施する。
 - 制度の趣旨・概要、内部評価の手順、「できる（実践的スキル）」の評価基準、アセッサーの役割・留意事項等を分かり易く記載したテキストを作成する。
 - 確認テストを実施する。
 - 修了証を交付する。
- ※制度HPで随時制度に係る情報を発信するとともに、評価基準の改正等の際に、講習案内を送付する等して受講を促すこととする（更新制とするか否かについては今後検討）。

【時間】

○間隔を空けて2日間（各4時間程度）実施する。

①座学+模擬評価で半日

（→自身の施設等でトライアル or 評価開始）

②（評価期間前 or 評価期間中）模擬評価+グループワークで半日

（3）アセッサー講習の開催地域

○被災地域における先行実施を推進する観点から、まずは被災地域（※）の各県において評価者講習を実施し、その後、他地域においてブロック単位等で実施することとする（レベル認定を希望する施設・事業所があれば、優先的に実施）。

（※）具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県

2 内部評価の手順等

（1）評価期間

○OJTツールとしての活用を推進する観点から、目安となる評価期間（標準評価期間）を示すこととし、実証事業に参加したアセッサーの意見等を踏まえ、3か月とする。

※レベル認定に必要なチェック項目の評価が3か月で終了しない場合等も考えられることから、3か月を超えた評価期間でのレベル認定申請も認める。

○適正な評価を担保する観点から、評価期間の下限を設定することとし、実証事業の実績を踏まえ、1か月とする。

（2）アセッサー一人当たりの被評価者数

○アセッサーが評価する被評価者が多すぎると、アセッサーの負担が過重となり、適切な評価の妨げになると考えられることから、アセッサー一人当たりの被評価者数の目安を示すこととし、実証事業に参加したアセッサーの意見等を踏まえ、

①施設で「5人程度」、②訪問介護で「3人程度」とする。

（3）評価手順

○OJTツールとしての活用を推進する観点から、標準的な手順を示すこととする。

○いずれの場合もレベル認定基準をクリアするまで、第1ステップから第4ステップまでを繰り返し、クリア後、レベル認定の申請をする。

○なお、自分の事業所・施設ではやっていない項目について、別の施設で評価できる仕組みを構築することを制度化することについては、制度開始後、制度の実施状況等を踏まえ検討する。ただし、実施機関の公募において、可能な場合は提案するよう促す。

I	① 事業所・施設でキャリア段位制度に取り組むことを決める。 ② アセッサー候補を決め、同候補がアセッサー講習を受講する。 ③ 被評価者を決める。
II	④ 被評価者は自己評価を実施する。 ⑤ 被評価者とアセッサーで面談し、評価期間及び目標を設定する。
III	⑥ アセッサーは他者評価を実施する。
IV	⑦ 被評価者は自己評価を実施する。 ⑧ アセッサーと被評価者で面談し、アセッサーは自己評価の確認、他評価の説明を行うとともに、「できない」と評価された事項等について今後取り組むポイント等を確認する。

3 評価基準

(1) 評価基準について (別添)

(2) 見直しについて

- 介護保険制度の改正が行われる場合等に、評価基準の見直しの必要性について、WG等において議論し、適宜見直すこととする。

4 内部評価方法

- 評価方法としては、実証事業と同様に、①被評価者の介護に立会い、介助の状況を実際に確認する(現認)、②書類で確認する(記録確認)、③面談で確認する項目(ヒアリング)の3つの方法とする。
- 訪問介護における現認について、利用者の同意が得られにくい、1回の訪問で現認できる項目に限られる等の課題が挙げられているが、利用者を含めキャリア段位制度を周知し同意を得られるように努めるとともに、評価期間を一定程度確保することによって対応する。

5 評価対象利用者について

- 原則として入浴・食事・排泄のいずれにも介護を必要とする者であって、できるだけ多くの基本介護技術のチェック項目が評価できる利用者であって、原則要介護4程度の者とする。

6 評価シートについて

- 外部評価の際の参考情報とするため、評価した年月日とともに、評価した時間を記入することとする。
- 「評価の参考とした記録や被評価者の対応等」について、外部評価の際に必要なことから、記入をする必要性についてアセッサー講習で十分説明する。

※「記入欄が小さい」、「記入例があればわかりやすい」、「複数項目を示しチェックしてもらってはどうか」等の意見を踏まえて検討。

7 チェック項目・小項目の評価基準等

(1) チェック項目

- 次の3段階評価とする。
 - A「できる」
 - B「できる場合とできない場合があり、指導を要する（実施させればできるが、日常的には実施していない場合を含む）」
 - C「できない」
 - －「実施していない」（担当していない、評価期間中に実施しなかった）
- 評価回数については、基本介護技術については原則2回以上（訪問介護において1回であっても申請を排除することはしない）、その他は1回以上とする。

(2) 小項目

- ○・×の2段階評価とし、8割以上のチェック項目がA（できる）、かつC（できない）及び「－」（やっていない）の項目がない場合に「○」とする。
- ただし、「福祉用具の使用を前提とした項目」及び「リーダーシップ」の「ローテーション（シフト）組み（施設の場合のみ）は例外とし、小項目評価の要件とはしないこととする。

(3) レベル認定について

- すべての中項目が「できる」ことをレベル認定の要件とする。
- すべての小項目が「できる」場合に、中項目を「できる」と評価する。
- ただし、以下の場合については、実施状況を見つつ、小項目を評価せず、レベル認定の要件としないことも検討する。
 - ・「感染症発生時に対応できる」について感染症発生時対応を要しなかった場合
 - ・「終末期ケア」について終末期ケアを行わなかった場合
 - ・「地域包括ケア」について地域包括ケアを行わなかった場合
- また、「身体拘束を行わざるを得ない場合の手続きができる」について身体拘束を全くしていない場合については、小項目を評価せず、レベル認定要件とはしないこととする。

II 「できる（実践的スキル）」に係る外部評価関係

1 外部評価の実施頻度等

- 施設・事業所において、内部評価が適正に行われていることについて、原則年1回の外部評価を受けることとする。
- ※レベル認定申請頻度について制限を設けないことから、コストを勘案し、認定の度に、外部評価を実施することはしない。
- ※レベル認定申請者のいる事業所・施設について、原則1年に1回は外部評価を受けることとすれば、レベル認定時期と外部評価の実施時期に多少の前後があっても、真正性の確保が推定される。
- ただし、制度開始当初は、申請件数が多い施設・事業所について優先的に対象とし、可能な範囲で、レベル認定申請からレベル認定までの間に外部評価を行うこととする。

2 外部評価機関の要件等

- 外部評価機関の要件としては、以下のとおりとする。
 - ① 法人であること
 - ② アセッサー同等の人材であって、外部評価機関講習を受講している審査員がいること
 - ③ 役員等の構成が外部評価の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 外部評価する事業所・施設の介護サービスを自ら提供していないこと
- 被災地域における先行実施を推進する観点から、まずは、被災地域の各県1機関以上との契約を行うこととし、順次、他地域の都道府県でも1機関以上との契約を行うこととする。
- 外部評価の実施に際しての機関選定については、事務局が行うこととする。
- 外部評価を実施する者の名称については、他の2分野との整合性から「審査員」とする。

3 審査員講習の内容・時間等

【内容】

- 外部評価を担う審査員は、アセッサー講習及び審査員講習の両方を受講することとする。
- 外部評価の手順等を分かり易く記載したテキストを作成する。
- 確認テストを実施する。
- 修了証を交付する。

【開催地域】

- アセッサー講習の開催地域と同じ地域を優先して実施する。

4 外部評価の実施方法

(1) 基本的な考え方

- 外部評価は、内部評価の客観性の担保として極めて重要である。
- 一方、そのコストは将来的には手数料水準に影響することから、効率的・効果的に実施する必要がある。

(2) 実施方法

① 事前準備

- アセッサーが複数いる場合は、事前に評価対象とするアセッサーを特定し、当該アセッサーに係る評価シート等について事前にチェックしておく。

② 記録確認

- アセッサーの評価根拠に関わる記録について、予め準備をしていただき、確認する。

③ アセッサー・被評価者ヒアリング

- 評価シートに記載された、アセッサーの評価根拠となった被評価者の対応に基づく等してヒアリングを実施する。

④ 被評価者の介護現認

- 現認可能な利用者について調整・選定いただき、現認必須とする。
- ※②から④の順番については、現場の状況に応じて変更可能。

Ⅲ「わかる（知識）」関係

- 「わかる（知識）」の評価としては、「既存の介護福祉士資格など国家資格との関係を明確にすること、資格との関係を複雑にしない観点から、原則として、介護福祉士養成課程、介護初任者研修等の講義を修了したことで、評価する」こととしている。
- 具体的には、以下のとおりとする。

レベル	「わかる（知識）」の評価
レベル1	介護職員初任者研修修了（※） ※ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む。
レベル2	レベル1と同様
レベル3	介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※介護職員基礎研修修了でも可。
レベル4	介護福祉士であること（国家試験合格） ※介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする。

- (注) あるレベルの「わかる（知識）」の要件を満たしている場合、より下位のレベルの「わかる（知識）」の要件も満たされることとする。

IV 申請関係

(1) 申請主体

○認定対象は個人であることから個人による申請とする。ただし、施設・事業所経由でまとめて申請することも可能とする。

(2) 事業所・施設における評価結果の積み上げ

○事業所・施設における評価について、評価項目間で評価時点があまりに離れていると、同一時点での能力評価とならないことから、原則半年以内であれば、レベル認定申請を可能とする。

○その一方で、長期間評価できないチェック項目があるために、レベル認定申請できない、評価したチェック項目が無駄になる、といったことがないようにする観点から、半年を経過しても、レベル認定基準に必要な評価をすべて終了していない場合は、実施機関において必要事項の記入等のチェックをした上で、評価結果を登録することとする。

○その際、登録単位は小項目とし、レベル認定申請までの期間は、評価開始から一年以内とする。

○なお、実証事業用の評価基準を見直して本実施用の評価基準とすることから、実証事業の被評価者についても、改めてキャリア段位制度開始以降に評価を行う。

(3) ユニット単位の認定申請について

○必ずしもレベル認定基準に必要な評価をすべて終了していなくても、途中でユニット単位での認定を受ける（注）ことも可能とする（転職等の際の就職活動への活用を想定）。

（注）評価基準を分割したもので、小項目単位で認定を受ける。

(3) 申請の際の必要書類

①申請基本情報

○アセッサー関係（修了証）

○被評価者関係（名前、連絡先等）

○事業所・施設関係（事業所・施設でまとめて申請する場合。名前、連絡先等）

②「わかる（知識）」

○研修等修了証、介護福祉士の合格証書または介護福祉士登録証を添付することとする。

※キャリア段位制度開始前に修了したもので可

③「できる（実践的スキル）」

○アセッサーの署名の入った内部評価結果を記載した内部評価シート

(4) 手数料

- レベル認定申請の場合とユニット単位での認定申請の場合、申請手数料を徴収することとし、その額は同額とする。
- 上記(2)の場合、登録手数料を徴収することとし、登録手数料を納付した場合は、レベル認定手数料の額は登録手数料の額を引いた額とする。
- 被災地域は被災地域以外の半額程度の水準とする。
 - ※半額程度の手数料となるのは以下の者
 - ①被災地域（災害救助法の適用があった市町村（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の一部市町村）をいう。以下同じ。）における介護施設・事業所で勤務している介護職
 - ②被災地域の介護施設・事業所と、本社・支社の関係、親会社・子会社等の資本関係又はフランチャイズ等の提携関係にある企業の介護職
 - ③現在は被災して被災地域外に避難している者、被災地域の出身者等であつて、避難先の地域等における介護施設・事務所で勤務しているが、被災地域に入り、介護職として働くことを予定している者
- 手数料の水準については、実施機関が内閣府と協議の上決定する。

V レベル認定関係

1 認定手続き

- レベル認定委員会を実施機関に設置することとする。
 - ※「委員」については国が承認（他の2分野についても同様）。
- 事務局が基準適合性（★）を審査した結果について、レベル認定委員会で確認・承認し、認定する。
 - ※レベル委員会の開催頻度については、申請件数を勘案しつつ、当面、1～2カ月に1回。

★基準適合性

- ① 「できる」の評価結果が認定基準を満たしていること
- ② 「できる」の評価結果にアセッサーの署名があること
- ③ 「わかる」に係る研修を修了していること
- ④ 外部評価が実施されていること

※レベル認定後の外部評価でも可とし、事後の外部評価で評価結果の真正性を覆すような事実が判明した場合は、認定取消し（施設・事業所で再度評価をして申請させ認定）

2 認定の更新制

- キャリア段位制度は資格制度ではなく、ある時点での職業能力を評価する制度であることから、認定の効果について、時間の経過で自動的に失効する扱いにはしない（他の2分野についても同様）。
- いつの時点でのスキルなのかを明示し、キャリア・アップのインセンティブとする観点から、レベル認定を受けた年を明示する（他の2分野についても同様）。
（例）国家戦略・プロフェッショナル検定 介護プロフェッショナル・レベル3（2012）
- 「できる（実践的スキル）」に係る評価基準が見直された場合に、新基準による評価・認定を受ければ、直近「年」のレベル認定を行うこととする。
- 介護福祉士等も、講習受講等による更新は行っていないことを踏まえ、「わかる（知識）」について、更新は要しないこととする。

VI 実施体制関係

1 国の関与

国家戦略プロジェクトであることを踏まえ、以下については国（内閣府）が関与する。

① 運営費補助

立ち上げ期間（平成24年度～平成26年度を予定）における運営費の一部を国が補助する。

② 実施機関の公募・選定

③ 実施機関に設置するレベル認定委員会（後述）の委員承認

④ 基本的な制度設計・見直し（介護プロフェッショナルWG）

⑤ 評価基準の策定・見直し（介護プロフェッショナルWG）

2 実施機関の主な業務

(1) 運営体制の構築

① 運営委員会の設置

○事業の適正な実施とともに、制度の普及を図る観点から、実施機関に運営委員会を設置する。

○運営委員会は、有識者、事業者団体、関係労使団体及び関係教育機関で構成することとする。

② レベル認定委員会の設置

○最終的なレベル認定を行うため、実施機関にレベル認定委員会を設置することとする

○レベル認定委員会は、有識者、事業者団体で構成する。

③ システム構築（3分野共通で外部委託）

(2) 内部評価関係

①アセッサー講習

- 講習カリキュラムの策定
- テキスト作成
- アセッサー講習の受講要件の審査
- 講習開催

②内部評価関係資料

- 評価シート等の作成（期首評価シート、内部評価シート及び自己評価シート）
- 被評価者用説明書の作成

(3) 外部評価関係

①外部評価機関の選定（審査員の要件審査等）・契約

②審査員講習

- 講習カリキュラムの策定
- テキスト作成
- 講習開催

※アセッサー講習も受講してもらう。

③外部評価機関への支払い

(4) 申請審査関係

- ① 申請書類の確認
- ② 手数料の受領
- ③ レベル認定委員会の運営
- ④ 審査結果の通知

(5) 普及促進関係

- ① 普及促進資料の作成・配布
- ② 説明会の開催
- ③ HPの開設・運営

(6) データ管理